

MRI ECONOMIC REVIEW

2020年5月15日
株式会社三菱総合研究所
政策・経済研究センター
橋本 択摩

EU サーキュラーエコノミー行動計画と日本への示唆

ポイント

- 欧州委員会は3月11日、「サーキュラーエコノミー行動計画」を発表、同計画を気候変動対策としてのみならず、産業政策としても位置付けている。
- サーキュラーエコノミーとデジタル戦略を融合したルール・メイキングが欧州委員会、ドイツ政府主導で進展。EUの規制を満たさない第三国企業の製品をEU域内のサプライチェーンから締め出す動きには警戒がいる。
- 日本への影響として、欧州に進出する日系製造業にも生産者責任が拡大するリスクがある。また、EU規制のグローバル展開により日本を含む世界の法規制にも影響を及ぼす可能性がある。
- 新型コロナウイルス感染拡大を契機に、自国優先的な輸出制限措置をとる国が増加。「ポスト・コロナ」の時代、日本にとっても環境問題と経済安全保障の両面から、サーキュラーエコノミーの実現が一層重要となろう。

1. EU サーキュラーエコノミー行動計画の概要

2019年12月にフォン・デア・ライエン氏が委員長に就任し、新体制となった欧州委員会は12月11日、EUとして2050年までに「気候中立（温室効果ガスの排出ゼロ）」を目指すため、50の行動計画を盛り込んだ「欧州グリーン・ディール」を発表した¹。2020年3月4日には、法的拘束力のある目標を含む「気候法」案を発表するなど、気候変動対策に関して法制化に向けた準備を着々と進めている²。こうした背景には、政治や世論の動きもある。2019年5月の欧州議会選では環境政党が躍進し、最近発表された世論調査³でも、90%以上のEU市民が重視する政策として「環境保護と気候変動対策」と回答している。このため、EU新執行部は気候変動対策を最優先で取り組む課題の一つとして位置付けている。

¹ 「欧州グリーン・ディールのためのコミュニケーション」については以下のリンクを参照。

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/european-green-deal-communication_en.pdf（閲覧日2020年4月1日）

² 「気候法」案については以下のリンクを参照。

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/commission-proposal-regulation-european-climate-law-march-2020_en.pdf（閲覧日2020年4月1日）

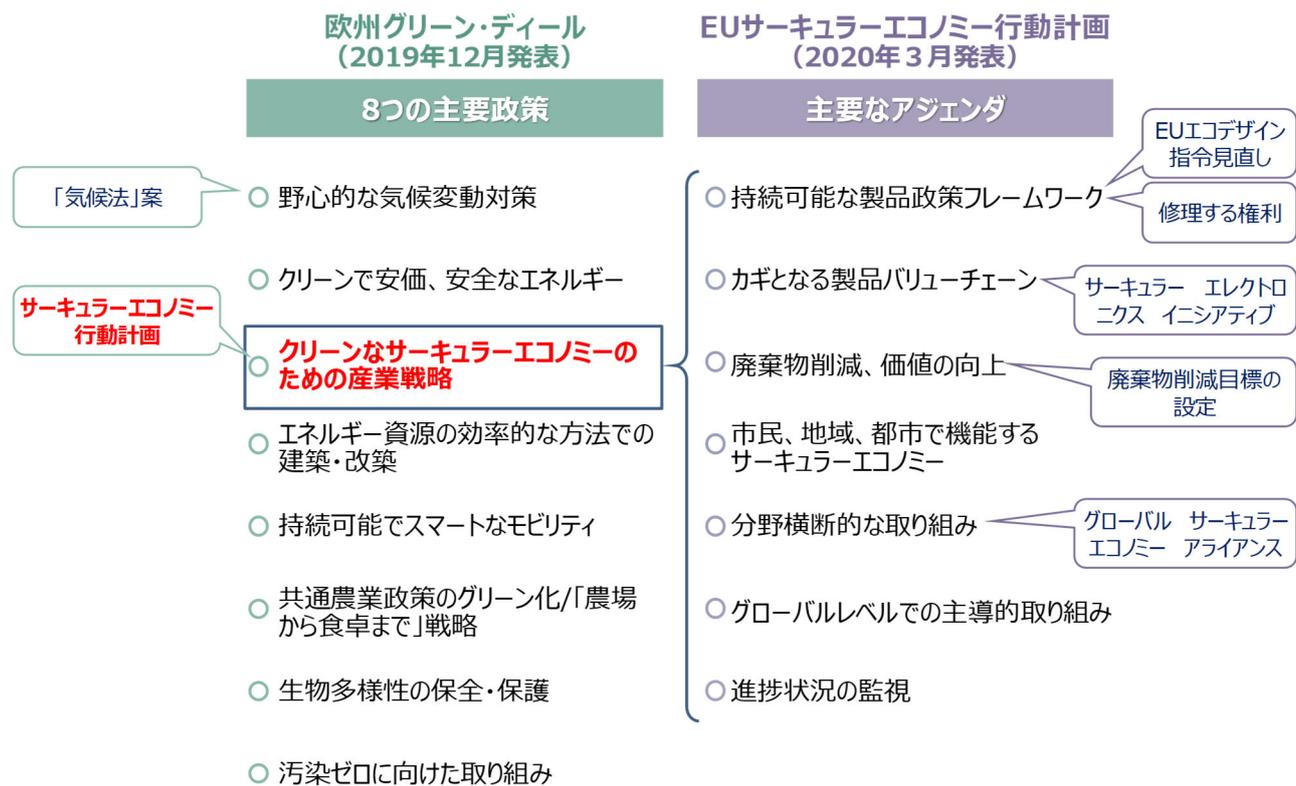
³ New Eurobarometer Survey, 3 March 2020

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_331（閲覧日2020年4月1日）

こうしたなか、欧州委員会は3月11日に「サーキュラーエコノミー行動計画」を発表した⁴。同計画は持続可能で低炭素かつ資源効率的な経済への転換を目指すため、上記の「欧州グリーン・ディール」を具体的に推進するための政策として位置付けられている（図表1）。欧州委員会は2015年にも「サーキュラーエコノミー・パッケージ」を発表し、その後、EU使い捨てプラスチック製品に関する指令の成立などにつなげてきたが、欧州委員会新体制のもと、「サーキュラーエコノミー2.0」として、これまでの取り組みをより幅広い産業分野で加速させる方針だ。

同計画では、サーキュラーエコノミーの実現に向けたデジタル技術の活用についても強調されている。例えば序文には、IoTやビッグデータ、ブロックチェーン、AIといったデジタル技術の活用により「製品のサービス化（Product as a Service : PaaS）」という新しいビジネスモデルが可能となり、資源循環の取り組みを加速させることができると明記された。このように、欧州委員会は同計画を気候変動対策としてのみならず、産業政策としても位置付けていることに目を向けるべきである。欧州委員会は、同計画の取り組みにより、EUのGDPを2030年までに0.5%押し上げ、約70万人の雇用創出を目指している（文末の参考を参照）。

図表1 欧州グリーン・ディールとEUサーキュラーエコノミー行動計画の概要



出所：欧州委員会‘The European Green Deal’および‘A new Circular Economy Action Plan for a Cleaner and More Competitive Europe’より三菱総合研究所作成

⁴ 「サーキュラーエコノミー行動計画」については以下のリンクを参照。

https://ec.europa.eu/environment/circular-economy/index_en.htm（閲覧日 2020年4月1日）

2. EU サーキュラーエコノミー行動計画の特徴

欧州委員会は今後、今回の行動計画をもとに、気候中立、資源効率、サーキュラーエコノミーの実現に向けて、「製品の持続可能性の原則」を制定し、安全な再生材使用の増加、使い捨ての制限、カーボン・フットプリントの減少、製品のサービス化（PaaS）の促進などを目指すべく、法制化を図る見込みだ。一方、消費者の立場をより高めるため、欧州委員会は電子機器・ICTを優先セクターとし、2021年までに‘right to repair’（修理する権利）を法制度のなかに新たに組み入れる方針を示した。これが実現すれば、生産者や販売者は消費者に対し、製品の修理、ソフトウェアのアップグレードといった情報を積極的に提供する義務が生じることになる。

欧州委員会は同計画のなかで、カギとなるバリューチェーンとして7つの産業分野（①電子機器・ICT、②バッテリー・自動車、③容器包装、④プラスチック、⑤繊維、⑥建設・建物、⑦食料・水・ニュートリション）を取り上げ、取り組み方針を提示している。各産業分野の主な政策の方向性は、図表2の一覧表の通りである。EU内の電化製品のリサイクル比率が約35%にとどまっている現状から、同計画では電子機器・ICTを重点セクターの筆頭に挙げている。

図表2 EU サーキュラーエコノミー行動計画で示された主な政策の方向性

① 電子機器・ICT	<ul style="list-style-type: none"> ● ‘Circular Electronics Initiative’ を 2021 年までに発表 ● リサイクルしやすい製品設計となるよう、携帯電話、プリンター、カートリッジなどを EU エコデザイン指令に組み入れ ● 携帯電話の充電器を共通規格に ● ‘right to repair’（修理する権利）を 2021 年までに法制度に組み入れ ● 「製品のサービス化（PaaS）」に向けたインセンティブを提供
②電池・自動車	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる電池の回収率、リサイクル率を上げるため、持続可能な電池に関する新たな規制枠組みを 2020 年内に提案 ● 電池製造のフットプリント、原材料の倫理的な調達、再利用・リサイクルの促進など、電池の持続可能性の要件を設定
③容器・包装	<ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装廃棄物量の削減に向け、廃棄物削減目標を 2022 年までに設定 ● EU 共通の分別・回収制度を 2022 年までに提案
④プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てプラスチック製品を可能な限りなくし、複数回使用できる耐久性のある製品に代替 ● マイクロビーズ入りの洗顔料や歯磨き粉など、マイクロプラスチックの意図的添加を制限 ● タイヤ、繊維からの非意図的なマイクロプラスチックの放出を抑制するための規制枠組みや放出量の測定方法、回収方法について 2021 年までに検討
⑤繊維	<ul style="list-style-type: none"> ● EU 繊維戦略を 2021 年に発表

	<ul style="list-style-type: none"> ● 繊維製品の選別、再利用、リサイクルを強化し、消費者が持続可能な繊維製品を選択できるよう、新しいビジネスモデルを推進 ● EU エコデザイン指令を繊維製品など幅広い範囲で適用し、衣服を長く使用できるよう生産
⑥建設・建物	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な建築環境のための包括的戦略を 2021 年に発表 ● 炭素削減目標の設定の可能性について調査
⑦食料・水・ニュートリション	<ul style="list-style-type: none"> ● EU「農場から食卓まで」戦略のもと、食品廃棄物削減目標を設定 ● 使い捨ての容器包装、食器、カトラリーを再利用可能な製品に代替するための立法措置について 2021 年に提案

出所：欧州委員会 ‘A new Circular Economy Action Plan for a Cleaner and More Competitive Europe’より三菱総合研究所作成

3. 今後の注目点と日本への示唆

(1) 今後の政策決定プロセス ～ブリュッセル、ベルリン主導のルール・メイキング

今後の政策決定の流れとして、同計画に基づいた関連法案が欧州委員会より提案され、それを基に、欧州議会、EU 閣僚理事会を交えた三者協議を経て法制化されていく予定だ。このため、野心的な環境規制を求める欧州議会のほか、2020 年 7 月より EU 議長国となるドイツの動向にも注視する必要がある。そのドイツ政府は 3 月 2 日、「環境デジタルアジェンダ」を発表、EU エコデザイン指令の見直しにあたり電子機器をスコープに含めること、また製品の環境への影響、修理の可能性、リサイクル方法に関する情報を提供するための「デジタル製品パスポート」の導入を提案している。ドイツはこの「環境デジタルアジェンダ」を EU レベルでのアジェンダとして推進することも狙っており、上記の二つの提案内容は、EU サーキュラーエコノミー行動計画に既に盛り込まれている。サーキュラーエコノミーとデジタル戦略を融合したルール・メイキングの動きが現在、ブリュッセル、ベルリン主導で行われていることを注視すべきと考える。

(2) 生産者責任を巡る議論の行方に要注意

今回の行動計画のドラフト段階では、製品のライフサイクルを通じての持続可能性の向上や PaaS 促進等に関して、生産者責任を強化すると明確に記載されていたが、公表された同計画では削除された。この背景には欧州産業団体によるロビイングがあったことが想定されるが、今後、立法手続きの過程で行われる欧州議会等との協議では、生産者責任の範囲について論点となることは間違いなく、日本産業界としても注意を要する。

また、欧州では容器包装に関してリサイクル以前に回収率の低さが課題となっており、欧州委員会は同計画で、EU 共通の分別・回収制度を提案するとしており、さらに容器包装廃棄物の処理・削減等のコスト負担を製造企業に求める「拡大生産者責任(EPR)」スキームの実施を強化することにも触れている。分別・回収制度の整備が進むにつれて、日系製造業も含め、企業のコスト負担が増加することが警戒さ

れる。

(3) 「ブリュッセル・エフェクト」で日本やアジアの法規制にも影響

さらに同計画には、欧州ビジネス界とともに気候変動、資源効率、サーキュラーエコノミーに向けたEUの取り組みをグローバルに展開することについても明記されている。例えばEUプラスチック戦略を国際レベルに展開するため、プラスチックに関するグローバル合意の締結を目指すほか、「Global Circular Economy Alliance」を提案するとしている。

EUは多くの分野で規制・政策を制定し、それをグローバル・スタンダードに展開する、いわゆるルール・メイキング戦略に長けている。EUは脱炭素化や脱プラスチックなど環境エネルギー分野で野心的な規制を導入することで、欧州企業に対して技術革新を促すとともに、EUの規制を満たさない第三国企業の製品をEU域内のサプライチェーンから締め出す動きをすることに注意する必要がある。また、こうした規制をアジアなど世界に展開することで欧州企業のグローバル進出を後押しする狙いがあることも無視できない。例えばベトナムでは4月から環境保護法の改正法案が国会で審議されており、生産者が廃棄・リサイクルにも責任を負うEPRの強化が目玉となっている。米コロンビア大のブラッドフォード教授は、EUが規制のスーパーパワーとしてグローバル市場に大きな影響を及ぼしている情勢について、「ブリュッセル・エフェクト」と題する新著⁵で解説している。

日本の産業界は、欧州に進出する日系製造業にも生産者責任が拡大するリスクや、さらにはEU規制のグローバル展開により日本を含む世界の法規制に影響を及ぼす可能性について、まずはしっかりと認識すべきである。その上でEUでの議論を注視しつつ、必要であれば関連製品に関する不利な規制でコスト負担が増大せぬよう、日本政府とも連携し業界団体⁶等を通じた適時適切なロビイングを心がける必要がある。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大で強まる自国優先主義にも要警戒

最後に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、世界のビジネス環境が大きく変貌している。エネルギー需要の減退が見込まれたことも一因となり、資源価格が大きく下落する局面もみられた。一方、医薬品や食料品などの分野で自国優先的な輸出制限措置をとる国が増えているように、「ポスト・コロナ」の時代、経済安全保障の観点から日本政府および日系企業にも一層求められてくる。例えば、プラスチックの分野において、プラスチックの原料となる原油価格の下落は、バージン材と比べて再生材の競争力が低下することにつながり、短期的にはサーキュラーエコノミーの推進には逆風となろう。しかし、将来の資源争奪、資源価格の変動等に備えるためにも、エネルギー・資源の有効活用につながるサーキュラーエコノミーの実現は、日本にとっても環境問題と中長期的な経済安全保障の両面から一層重要になると考える。

⁵ 'The Brussels Effect -How the European Union Rules the World', Anu Bradford, Oxford University Press

<https://global.oup.com/academic/product/the-brussels-effect-9780190088583?cc=jp&lang=en&> (閲覧日 2020年4月1日)

⁶ ブリュッセルでは在欧日系ビジネス協議会 (Japan Business Council in Europe) が活動をしている。

【参考】

欧州委員会はサーキュラーエコノミーの経済・労働市場への影響について、委託調査したレポートを参照している。

<分析結果の一部抜粋>

GDP：2030年までに0.5%押し上げ ※ベースラインからの上昇分

- ・プラス：中東欧での石油の輸入減、リサイクル施設への設備投資等
- ・マイナス：西欧での電子機器と自動車の生産減、原材料の消費減等

雇用：2030年までに約70万人創出 ※同上

- ・プラス：リサイクル工場、修理サービス等
- ・マイナス：原材料の精算・処理、建設業、電子機器・自動車産業等

出所：‘Impacts of circular economy policies on the labour market’, Cambridge Econometrics, Trinomics, and ICF. (2018)
より三菱総合研究所作成

以 上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

【内容に関するお問い合わせ】

政策・経済研究センター 橋本択摩

電話：03-6858-2717 FAX：03-5157-2161 E-mail：takuma_hashimoto@mri.co.jp

【報道機関からのお問い合わせ】

広報部

電話：03-6705-6000 E-mail：media@mri.co.jp